

財務省告示第七十号 国債の発行等に関する省令（昭和三十七年大蔵省令第三十号）第四十三条第三項の規定に基づき、平成十七年四月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項	四 振替法の適用等	五 発行額
<p>利付国庫債券（十年）（第二百六十九回）</p> <p>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため</p> <p>の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項</p> <p>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。</p> <p>機関は日本銀行とする。</p> <p>国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する</p> <p>方法による発行</p> <p>額面金額で一兆九千億円</p> <p>うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に三十四億四千四百万円、平成十七年度における財政運営のため</p> <p>の公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づ</p>						

六 払込金額
七 最低額面金額
八 振替単位
九 発行の日
十 募集の価格
十一 利率
十二 経過利率の払込み

き発行する利付国債について
は、額面金額で一兆二千九百七
十二億九千三百五十万、財
融資金特別会計法第十一条第
一項の規定に基づき発行する利
付国債については、額面金額で
五百九十二億六千六十万円
一兆八千九百四十四億六千七
十六万七千円
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
する。平成十七年四月二十日
平成一七年四月二十日
額面金額百円につき九十九円五
十銭
年一・三パーセント
（一）国債募集引受団は、払込金
額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{31}{365}$$

（二）発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に ついては、前記（一）の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へおただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住

十三 初期利子

者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出し、
た金額に当該非居住者又は外国税
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。
平成十七年九月二十日
と、し、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十七年三月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十七年四月七日から平成十

十九 払込期日

平成十七年四月二十日